

情報公開・個人情報保護審議会

第8回特定個人情報保護評価部会議事録

1 日 時：令和元年7月23日(火) 午後4時50分～午後5時50分

2 場 所：千葉市議会棟3階 第四委員会室

3 出席者

(1) 部会委員

井原真吾委員、中村直人委員、本澤陽一委員

(2) 事務局

山崎政策法務課市政情報室長、高橋同課主査、石川同課主任主事、君島同課主任主事

(3) 実施機関

(税制課)

吉野税制課主査

(課税管理課)

高間課税管理課長、石井同課主査

(介護保険管理課)

大塚介護保険管理課長、鈴木同課主査

(情報システム課)

山下情報システム課長補佐、松崎同課主査、渡辺同課主任主事

(業務改革推進課)

田中業務改革推進課主査、納谷同課主任主事

4 議 事

(1) 部会長及び副部会長の選任

(2) 全項目評価書の事前点検について

ア 個人市民税に関する事務

イ 固定資産税・都市計画税に関する事務

ウ 介護保険に関する事務

5 議事の概要

(1) 部会長及び副部会長の選任

部会長に井原委員、副部会長に中村委員が選任された。

(2) 全項目評価書の事前点検

全項目評価書について、実施機関から説明を受けて、意見交換をした。

(3) その他

ア 全項目評価書の事前点検の追加意見の受付期限について確認した。

イ 議事録の確定方法について確認した。

6 会議経過

(山崎市政情報室長) 第23回千葉市情報公開・個人情報保護審議会に引き続いてのご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

進行は私、市政情報室の山崎が務めさせていただきます。審議会に引き続きまして、よろしく願いいたします。

なお、本日の会議は一部公開の会議として開催しております。傍聴される方はお渡ししております傍聴要領に従って傍聴するようにお願いいたします。

この後、議事に入ることとなりますが、部会長及び副部会長の選任までの間、私が仮議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、定足数でございますが、本日は部会委員3名の全ての委員の皆様にご出席をいただいておりますので、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例施行規則第2条第2項において準用する同条例第6条2項の規定によりまして成立しておりますことをご報告いたします。

◆議事(1) 部会長及び副部会長の選任

(山崎市政情報室長) 部会設置要綱第2条第4項の規定により、委員の皆様が互選で部会長及び副部会長を選出していただくことになっておりますが、いかがいたしましょうか。

(本澤委員) 審議会の副会長で、弁護士でもあり、千葉市個人情報保護審査会の委員で

もあって、個人情報関係で大変詳しい井原委員に部会長をお願いしたいと考えます。

また、情報システムに関して専門的な知見が深い中村委員を副部会長をお願いしたいと考えます。

(山崎市政情報室長) 井原委員を部会長に、中村委員を副部会長というご推薦がございましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(山崎市政情報室長) ご異議がないようですので、井原委員さんに部会長、中村委員さんに副部会長をお願いしたいと存じます。

それでは、井原部会長さん、席の移動をお願いいたします。それでは、井原部会長と中村副部会長から順次ご挨拶を頂戴したいと存じます。

(井原部会長) 部会長になりました井原と申します。3名の部会ですので、皆さんのお力をかりながら、いい評価になればと思っておりますので、ぜひよろしくをお願いいたします。

(中村副部会長) 副部会長を仰せつかりました中村でございます。どうかよろしく願いいたします。

(山崎市政情報室長) ありがとうございます。

それでは、これからの議事は井原部会長さん、よろしくをお願いいたします。

◆議事(2) 全項目評価書の事前点検について

(井原部会長) それでは、お手元の会議次第に従いまして、議事を進めていきたいと思っております。

まず、議事(2)「全項目評価書の事前点検について」を議題といたします。

なお、本議題は千葉市情報公開条例第7条第6号に該当する情報を取り扱うことから、会議をここから非公開といたします。傍聴人の方はご退出をお願いします。

(傍聴人 退出)

(井原部会長) それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局の説明】

(高橋政策法務課主査) 事務局の高橋でございます。

全項目評価書の事前点検につきまして、点検の具体的な方法についてご説明させていただきます。

特定個人情報保護評価につきましては、番号法やこれに基づく規則、指針等において、この詳細な内容が定められているところでございます。これらにつきましては、皆様のお手元の「参考資料4-5 特定個人情報保護評価関係例規集」にまとめております。

その中で評価書案の点検に当たり直接関係してくるものとしたしましては、「3 特定個人情報保護評価指針」と、「4 特定個人情報保護評価指針の解説」、そしてその別添資料でございますが、「4-2 全項目評価書の記載要領」、「4-3 審査の観点における主な考慮事項」でございます。

審査の観点としたしましては、「3 特定個人情報保護評価指針」の16ページをご覧ください。「第10(2) 審査の観点」ということで、17ページにかけまして規定されております。大きく分けて二つの観点、一つは「ア 適合性」、指針に定める実施手続等に適合した評価を実施しているか。もう一つは「イ 妥当性」、評価の内容は指針に定める目的等に照らし、妥当と認められるか、という観点からの審査ということになりまして、それぞれ観点が示されております。

さらに、指針の解説として「4-3 特定個人情報保護評価指針第10の1(2)に定める審査の観点における主な考慮事項」ということで、考慮事項の細目も含めまして、1ページから7ページまでに規定されてございます。

これらの審査における考慮事項が評価書のどの記載項目に関するものかにつきまして、記載項目ごとに審査における考慮事項を振り分けて、左右比較できるような形で整理したものがございます。4-3の7ページの次のページをご覧ください。別添という形で示されております。

したがいまして、具体的な点検の方法としたしましては、これを用いまして、今回、各事務の所管課において作成しました評価書案に記載された内容につきまして、各記載項目の審査の観点及び細目を含めた考慮事項に基づきまして、点検をしていただくこととなります。

なお、市の内部におきましても、審査の観点及び細目も含めた考慮事項に基づきまして評価書案についてチェックを実施したところございまして、今回、点検の対象となる三つの事務の評価書案につきまして、その結果を記載項目ごとの所見とコメントという形でまとめたものが、「資料4-5-1～資料4-5-3 審査の観点チェックリスト」

でございます。参考配付させていただいております。

点検の具体的な方法についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【意見交換等】

(井原部会長) 事務局から具体的な点検の手法等についてご説明いただきましたが、何かご質問とかご意見等ございますか。

(なし)

(井原部会長) それでは、その方法に従って審議していくことにしたいと思います。

◆議事(2) 全項目評価書の事前点検について

「ア 個人市民税に関する事務」

(井原部会長) まず、それでは「ア 個人市民税に関する事務」について進めていきたいと思っております。所管課から説明をお願いいたします。

【実施機関の説明】

(石井課税管理課主査) 課税管理課の石井と申します。よろしくお願いいたします。

資料4-3-1の最後の変更箇所の部分です、50ページからご覧ください。個人市民税に関しては重要な変更の部分について、二つ説明させていただきます。

まず52ページ、上から五つ目、基本情報の特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムの機能のうち、こちらeLTAXの審査システムの機能ですが、変更後の記載として、「特定個人情報ファイル(本人確認用)を地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送付する機能」というのを追加記載しております。

また、それに関連して、52ページの下から三つ目、提供先として地方税共同機構を加えております。

次に22ページの提供先3の部分をご覧ください。先ほど説明させていただきました地方税共同機構への情報提供の内容について説明いたします。「①法令上の根拠」は番号法施行規則第3条第1項第5号になります。

「②提供先における用途」は、納税義務者などから提出された申告書など、データの本人確認のため。これは地方税共同機構が行う本人確認ということです。

「③提供する情報」は個人番号、識別番号、ファイル区分です。

「④提供する情報の対象となる本人の数」は千葉市への申告に電子申告を利用する者ということで、おそらく1万人以上10万人未満とすることが見込まれています。

「⑤提供する情報の対象となる本人の範囲」は、千葉市に対してeLTAx経由で電子申告を行った者のうち、千葉市にて本人確認を行った者となります。こちらは提供方法として閉じたネットワークであるLGWANを利用して随時提供いたします。

続いて53ページ、これは委託事項9の新規の委託事項です。これは「特別徴収に係る給与所得者異動届出書のCSVテキスト化及びRPAによる税務システムへの入力」でございまして、実際の記載部分は21ページになります。

「①委託内容」は、紙文書により提出された異動届出書をCSVテキスト化し、RPAにより税務システムへ入力することです。「対象となる本人の数」は10万人以上100万人未満。「対象となる本人の範囲」は、納税義務者のうち特別徴収義務のある事業所に勤務する給与所得者。「その妥当性」としては、給与所得者に対して特別徴収を円滑に実施するため、異動情報を税務システムに入力する必要があるために必要があるということです。

委託先への特定個人情報ファイルの提供方法としては、LGWANを予定しております。業者や仕様などは、これから検討していきます。

個人市民税に関する事務で特に説明すべきところは、以上になります。

【意見交換等】

(井原部会長) どうもありがとうございました。

この後、質疑、意見交換に入りますが、今の説明箇所に限るものではないという理解でよろしいですか。

(山崎市政情報室長) はい。

(井原部会長) 全体に関してということですのでよいですね。では、それを前提に何か個人市民税に関する事務の関係についてご質問、ご意見等はございますか。

私が個人的に少し気になっていたのが、再委託に関する部分です。ほとんどの委託事項について再委託するものということで、許諾方法について似たような表記の仕方になっています。このうち、保守運営とか、そういったものとは別の、通知書の印刷とか作成とか事務処理のような委託事項の再委託を、実際にはここ何年間でどの程度されて、

どのようなところでここに記載されているようなセキュリティ関係の確認をどういう観点でなさっているのですか。

(石井課税管理課主査) 基本的には再委託に関しては、「外部委託時のチェックリスト」というものを情報セキュリティ管理室で作成しております、そのチェック項目に「再委託を行うことなく委託内容を履行できる」という原則がございますので、税システムの保守に関しては実際に再委託を行っておりますが、税の帳票などの印刷に関しては行っておりません。

(井原部会長) ありがとうございます。評価書の「セキュリティ管理体制を確認」というのは、市に書式があって、それに則って確認をされているということになるのですね。

(石井課税管理課主査) はい。委託先を通じて再委託先についての状況について、委託先と同じチェックリストにより確認するような内容になっています。

(井原部会長) ありがとうございます。

(本澤委員) 今のお話の続きです。大体、再委託の場合はその委託先から、場合によっては報告をもらうとかいう形になっていると思うのですが、実際にそういう報告の徴求などをした例はあるのですか。実際、再委託の状況を元の委託者として確認したということはあるのですか。最初に再委託のときにチェックリストで、再委託しても大丈夫だと確認をして、それでよしとしているということですか。

(石井課税管理課主査) 締結時ということでしょうか。

(本澤委員) 締結時に市がチェックをして再委託をしても大丈夫だといって、その後委託先から再委託していいですかという依頼が来るのですね。

(石井課税管理課主査) そうですね。

(本澤委員) それに対して、再委託先が大丈夫かを市がもう一回チェックをして、委託先と同じレベルであるから大丈夫だろうと判断して再委託を許可するのですね。

(石井課税管理課主査) そうですね。

(本澤委員) 実際その再委託後の状況として何か確認したことはありますか。

(石井課税管理課主査) そういった業務中でのチェックで、例えば現地調査などは行っていない状況です。

(本澤委員) 特にそういうことが必要な状況が発生していないということですか。

(石井課税管理課主査) 例えば、何かしら事故が起こったり違反の可能性を見つけたりということはなかったということです。

(本澤委員) また、今回RPA関係で一つ変更がありますが、これは全庁的にほかの業務にも取り入れていく話なのでしょうか。

(石井課税管理課主査) 一月の項目数というのが限られているので、現在データパンチを委託している給与支払報告書などに導入することがまだなかなかできないところです。

異動届出書、特別徴収義務者の中の異動者ですね、その職場をやめてしまったりとか、そういった報告に関しては、現在委託するほどの量ではありませんが、ある程度数があって職員が直接入力するのはそれなりの事務負担であることから、まず、これに関して進めていく予定です。それ以外については具体的には検討していない状態です。

(本澤委員) その効果測定とかいろいろあって、委託に適したものとあまり合わないものがあるって、そこを見極めながらということですね。

(石井課税管理課主査) そうです。

(井原部会長) ほかにご質問やご意見ございますか。

(なし)

(井原部会長) ありがとうございます。

それでは、今の件を踏まえて質問なども含めて、また検討や修正をお願いいたします。

それでは、次の案件に移らせていただきます。

◆議事(2) 全項目評価書の事前点検について

「イ 固定資産税・都市計画税に関する事務」

(井原部会長) 引き続きまして、固定資産税・都市計画税に関する事務について、ご説明をお願いいたします。

【実施機関の説明】

(石井課税管理課主査) 資料4-3-2の35ページの変更部分をご覧ください。

固定資産税・都市計画税に関する事務に関して大きく変わる部分としては、35ページの一番下の部分です。特定個人情報ファイルの概要、基本情報、④記録される項目、主な記録項目の中で、生活保護・社会福祉関係情報を追加、かつ関連して36ページの上から三番目です。特定個人情報の入手・使用、入手の時期・頻度において、やはりこちら変更後の記載として生活保護・社会福祉関係情報、この理由としては、減免申請を

した納税義務者について、情報連携により照会をする必要が生じた場合に、随時入手することとしております。

記載としては、8ページの「6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」をご覧ください。今までは「実施しない」としていたものを、今回の変更に伴い、「実施する」としております。理由としては、「②法令上の根拠」に記載のとおり、番号法第19条第7号で、別表第二、こちらで「都道府県知事に対し、生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの」で、主務省令において固定資産税の減免事務で生活保護関係情報について照会できる、と改正があったために追加することとなりました。

入手情報に関する具体的な記載は12ページをご覧ください。

「③入手の時期・頻度」において、「○個別的な対応に際して入手」の生活保護・社会福祉関係情報の部分で「減免申請をした納税義務者について、情報連携による照会する必要が生じた場合に、随時入手」となります。

他市町村から生活保護を受給していて、千葉市内に居住用の固定資産をお持ちの方について、他市町村の生活保護情報を入手するという事で、限定的にはなりますが、情報連携により入手する可能性があるので、記載いたしました。

説明は以上になります。

【意見交換等】

(井原部会長) どうもありがとうございました。

ただいまいただいた説明、その他のことについて、何かご質問、ご意見、ございますか。

今ご説明いただいた生活保護とか社会福祉関係情報で、情報連携により照会をするケースについて考え難いとおっしゃっていましたが、実務ではどの程度の頻度で発生する事例でしょうか。

(石井課税管理課主査) 情報連携を本格運用してから、他市に照会したケースは今まで一度もございません。

(井原部会長) よそで生活保護を受けているけれど、居住用資産をこちらで持っているという場合ですね。

(石井課税管理課主査) はい。特殊な状態なので、ほぼ可能性はないのですが、法律により添付書類を省略し情報連携により照会することとなっておりますので、今回追加し

たところでは。

(井原部会長) 社会福祉関係情報というのが併せて記載されていますが、基本的に情報連携するのは生活保護情報となるのですか。

(高橋政策法務課主査) 評価書の11ページに「主な記録項目」という項目がございます。その中で「生活保護・社会福祉関係情報」というのが、一つのまとまった項目になっておりますので、このような記載にしたものです。実際その中で所管課が必要とする情報は生活保護関係情報のみです。

(井原部会長) 続いてお聞きしますが、再委託の許諾方法が、監督方法等を通知して許可を得るというものと、セキュリティ管理体制等を確認した上で、チェックリストを使った上というものと、2種類に書き分けられているのですが、どのような理由で使い分けておられるのですか。

(石井課税管理課主査) 13ページの項目に関しては、評価書の記載どおりの手続により再委託を許諾し、実際に実施しております。

それ以外の委託事項の2以降に関しては、全て入札により毎年業者が変更しますので、ほぼ再委託の事例というのはなく、包括的な記載となっている状態です。記述を統一しても特に差し支えございませんので、この記載の書き方に関しては、統一させていただきます。

(井原部会長) 先ほどのセキュリティ管理体制の確認のチェックリストを用いてチェックされているということですが、13ページの記載においても同様になさっていると理解してよろしいですか。

(石井課税管理課主査) 実際そのセキュリティの管理体制についても確認しております。

(井原部会長) それでは、13ページの方は実際にもう再委託をされていて、その実績があつて、そこでの実際の確認方法が書かれている。残りのものについては実際再委託をしていなかったけれども、実際に再委託する場合にはチェックリストなどでチェックするつもりだったので、そういうふうに記載してあるというイメージですか。

(石井課税管理課主査) そうです。

(井原部会長) その13ページの委託は、長期的なものですね。契約期間とかも、結構長いのですか。

(石井課税管理課主査) 10年で更新の可能性はあるかもしれませんが、システム開始から10年間の契約でやってきたところでございます。

(井原部会長) 先ほどご質問があった監督方法の通知だけで、監督方法を実際に確認していないのかと思っていたのですが、そのあたりはいかがでしょうか。保守運用などであれば、その再委託先の技術者の方が常駐で入っているのではないのでしょうか。

長期の契約になるのであれば、やはり実際に再委託先の監督がなされているか確認が必要ではないかと考えたのです。短期間の契約など、あまり実際に現場に入っていなければ、監督方法はいざというときの形の事前の点検ということで、十分なのかなと思いますが、長期の契約を結ばれて、こういう形でやりますというのがあって、そこが実際にそういうふうな監督体制がとられているかどうかの確認等までは必要ないといえるのかどうかご説明いただきたいのですが。

(渡辺情報システム課主任主事) 情報システム課のほうからお答えさせていただきます。

今ご質問がありました税システムの保守の再委託先の監督方法についてですけれども、再委託が発生したタイミングで、直接の委託先から、この人たちに再委託させていただきたいということで、情報システム課に通知、申請をしていただきまして、その監督方法、それからセキュリティの研修を受けさせるか受けさせないとか、誰が実際に入るのかというようなことを確認しまして、再委託を許諾します。

その後の実務的な動きとしましては、まずシステムにさわる作業については、情報システム課でしか実施ができないよう制限をしていたり、具体的に誰が再委託先の要員として参画するのかということについても、実施計画書等の書面できちんと説明を受けてから作業に入るという形にしたりしていますので、そういった形での把握をしているというのが実情でございます。

(井原部会長) 実質上、随時監督がなされているという考え方ですね。

(渡辺情報システム課主任主事) はい。

(井原部会長) ほかにご質問、ご意見、ございますか。

(本澤委員) この業務は、これまで実際ほとんどないということですが、もしあった場合には、生活保護を受けている他市町村から受けているという証明書か何かをもらってきて、千葉市に減免の申請をしてもらうということになるのですか。

(石井課税管理課主査) 現在はそのとおりです。紙の受給証明書を提出していただき、審査するという形になります。

(本澤委員) こういう連携ができるようになったので、現在の取扱いはやめていくということですか。

(石井課税管理課主査) 原則省略で、情報連携により照会という形になります。

(本澤委員) ただ、実際そういう例はほとんどないだろうと。過去にもほとんどなかったということですね。

(石井課税管理課主査) はい。ほとんどが市内の受給者です。

(井原部会長) それでは、本日出た意見等を踏まえて、実施機関でご検討等をお願いいたします。どうもありがとうございました。

◆議事(2) 全項目評価書の事前点検について

「ウ 介護保険に関する事務」

(井原部会長) それでは続きまして、介護保険に関する事務について、ご説明をお願いします。よろしく申し上げます。

【実施機関の説明】

(大塚介護保険管理課長) 介護保険管理課の大塚と申します。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

まず、資料4-4-3の全項目評価書の記載内容の主な変更部分(介護保険に関する事務)の資料をご覧ください。

こちらの右側の再実施後の記載内容の方で説明させていただきます。

まず項目1につきましては、今回の電子申請機能の追加に伴い、事務処理が増えることから整理したものでございます。電子申請の対象となる事務処理について、括弧書きで明示しております。事務処理については従来と変更はございません。

項目2ですけれども、こちらは新たに用いるシステム機能を追加したものでございます。

項目3につきましては、年金保険者等の情報提供先が増えることに伴った法令上の根拠を明記したものでございます。

項目4については、資格ファイルのサービス検索・電子申請機能を追加するものでございます。

項目5及び6は、委託先に日本郵便を追加したものでございます。

項目7から14までは、特定個人情報の提供先として、年金保険者及び県等で各種支

給事務の算定に際し、介護保険の給付情報等を提供するために必要となるため追加したものでございます。

それ以後、項目15から20までは認定ファイル、21から26までが受給ファイル、27から35までが給付ファイルで、各々のファイルにつきまして、資格ファイルと同様な追加をしたものでございます。

項目36から39までのリスク対策につきましては、電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するために、個人番号カードの署名に電子証明書による電子署名を付することから、本人からの情報のみが送信され、目的外の入手等が行われるリスク等を回避しております。

なお、項目40及び41の委託事業者におけるリスク対策につきましては、委託契約に基づき、書留等の記録が残り、かつ追跡可能な方法で安全性を確保しているほか、サービス約款を定めており、個人情報の取扱いについては個人情報取扱特記事項を遵守しなければならないこととされております。

また、特定個人情報にアクセスできる者は、職務上必要な最小限の職に限定しており、外部を遮断した環境にて行っております。

資料4-2-2をご覧ください。こちらは補足資料といたしまして、既に実施している子育てワンストップサービス接続に関するサービスの仕様書と、サービス約款でございます。

本市で介護ワンストップサービスを開始したときは、こちらに追加されることになっております。

介護保険に関する事務について、説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

【意見交換等】

(井原部会長) どうもありがとうございました。

今のご説明の内容について、ご意見、ご質問、よろしくお願ひいたします。

一点よろしいですか。資料4-4-3の介護保険の一覧表の6ページの一番上の項目36の記載内容です。書いてある内容は非常によくわかるのですが、記載内容だけでは申請した後の具体的なイメージがあまりつかめませんでした。サービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従って進めていくということだと思いますが、幾つくらいの選択肢

から選んでいくことになるのでしょうか。

(田中業務改革推進課主査) 業務改革推進課でございます。

こちらのサービスは国が運用しておりますマイナポータル機能として実施するものでして、現在、子育てワンストップサービスは15の手続が申請可能となっております。

今回、介護ワンストップサービスの業務を開始しますので、その追加した情報と子育てワンストップサービスの重要情報から、対象項目を選択して、電子申請を行うという形になります。

(井原部会長) 一つの画面からいろいろなことができそうなものですね。画面での誘導を簡潔にというのは、具体的にどのようなイメージですか。

(田中業務改革推進課主査) 画面イメージの資料はここにはございませんが、大きく2段階に分かれています。一つ目がぴったりサービスというもので、手続の検索画面になります。利用者がマイナポータルのサイトにアクセスしていただいて、まず自分の住んでいる自治体を選択していただきます。そうしますと、選択画面が現れまして、手続のジャンルを選べるようになっていきます。例えば子育てとか、介護ですとか、それらにチェックボックスがありまして、それをチェックしていただきます。その後、「検索する」ボタンを押しますと、チェックを入れたジャンルに該当する手続の一覧が出てきまして、それぞれ、その手続の概要が見られるようになっていきます。その概要を確認した上で、申請する場合には、そこで「申請する」というボタンをクリックしていただくと申請ができるというつくりになっております。

(井原部会長) 市町村のホームページとかで、仕事柄、住民票の職務上請求とかするとき、送り先を調べたいときなど、いろいろな自治体のホームページを見るのですが、わかりづらくて、引きにくいことが多いので、この部分がどのような感じになるのか少し知りたかったのです。

今のご説明によると、表示に従って順々に選択していけば、たどり着くようなイメージで、簡潔な感じですね。

(田中業務改革推進課主査) そうです。

(井原部会長) 何となくイメージがつかめました。ありがとうございます。

(本澤委員) マイナポータル自体は国がやっているサイトですね。

(大塚介護保険管理課長) はい。内閣官房のほうで契約して運用しています。

(本澤委員) そこがきちんと分かりやすく画面整理をしてくれないと、こちらも困ると

いう話ですよ。

(大塚介護保険管理課長) はい。

(井原部会長) 確認ですが、この子育てワンストップサービスというのは、既に実施済みのサービスですね。

(大塚介護保険管理課長) はい。

(井原部会長) この約款は提供者側が日本郵便で、ここで言う利用者が千葉市ということによろしいでしょうか。

(大塚介護保険管理課長) はい。

(井原部会長) このサービスの内容は、申請書のダウンロードまでできる、申請書に記載して提出までできる、どこまでできる感じのサービスですか。

(大塚介護保険管理課長) こちらは申請書に記載して提出するまでできます。

(本澤委員) 資料4-4-3の項目6ですが、委託先における取扱者数は10人未満とあります。委託先における取扱者というのは、実際にこのデータをダウンロードして、印刷して配送するまでの人が、この委託先における取扱者になるわけですか。これは10名未満で足りるのですか。何か郵便の一連のルートを考えると、郵便局の中で、それなりの人数が関わりそうな気がするのですが。

(大塚介護保険管理課長) それだけの件数がまだないというのがあってと思います。実際、子育てワンストップサービスの利用件数も大体年間100件とそれほど多くはないので、介護ワンストップサービスも同程度の規模だと思っています。

(本澤委員) この取扱者数は、どういう数え方をするのですか。

(井原部会長) 今の想定、多分、郵送の委託を含めると郵便局の集配、転送、仕分けから配達で取扱者数10人を軽く超えるのではないかと、そういうお話も含んでいると思います。事務としては郵便局に任せたらおしまい、建物の中で関わっているのが10人以下というイメージでつくられている感じなのですか。

(大塚介護保険管理課長) そうですね。

(井原部会長) 郵送作業は入っておらず、郵便局の配達の人に渡すまでということですよ。

(中村副部会長) この業務ですよ。

(井原部会長) それでは、今出た意見等を踏まえて、対応等をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

◆その他

(井原部会長) それでは、その他として事務局からほかに何かございますか。

(高橋政策法務課主査) 本日の部会終了後に追加の意見ですとかご質問等がある場合に つきましては、7月31日までに事務局宛にメールにてご提出いただければと存じます。

本日いただいた意見ですとか、追加でご提出のあった意見などを踏まえ、修正を行った評価書案をもちまして、9月1日から予定しております市民意見の募集をさせていただきたいと存じます。

なお、市民意見募集にかける評価書案につきましては、先ほど審議会でも申し上げましたが、事前に部会委員の皆様のほか、審議会の他の委員の皆様にも送付させていただきます。

次に、本日の会議の議事録の確定方法でございますが、本日、事務局で議事録案を作成し、あわせて非公開とすべき部分を検討し、明示した上で委員の皆様へお送りいたしましてご意見を頂戴します。いただいたご意見をもとに修正案を作成いたしますので、この確定につきましては、部会長さんに一任していただく形をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(井原部会長) ただいま事務局のほうから追加意見等の提出期間、提出方法等や、評価書案の修正及び審議会の委員への送付、あと議事録の確定方法についてご説明がありました。ありがとうございます。よろしいですか。

(異議なし)

(井原部会長) ありがとうございます。

それでは、部会委員の先生方につきましては、追加の意見がある場合は先ほどのご案内にあったように7月31日までにメールにて事務局までご提出をよろしくお願いたします。

事務局は、後日、本日出た委員からの意見や追加で提出された意見等を踏まえて評価書案を修正していただき、市民意見募集に係る評価書案について、部会委員及び審議会各委員へのご送付をお願いいたします。

また、議事録の最終確定については、私のほうにご一任いただきましたので、よろしくお願いたします。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、千葉市情報公開・個人情報保護審議会第8回特定個人

情報保護評価部会を終了いたします。

(山崎市政情報室長) 本日は長時間にわたりまして、慎重にご審議をしていただきまして、誠にありがとうございました。今後とも引き続き、何卒よろしくお願ひ申し上げます。